解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

佐賀県伊万里市東山代町東大久保一七六一番地一

有限会社キョーワインターナショナル

清算人　古賀　等

解散公告

当社は、平成二十七年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

長崎県佐世保市船越町二一二五番地

有限会社石岳観光

清算人　日数谷幸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

熊本市中央区本山二丁目七番一〇号

有限会社オーヴ

代表清算人　廣瀬　隆生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十二月二十七日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十七年三月三十一日岩手県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

岩手県奥州市水沢区寺小路三三番地

学校法人小鳩学園

清算人　内田　量樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月四日開催の理事会及び評議委員会の決議により平成二十七年三月三十一日岩手県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

岩手県二戸市福岡字上平二七番地

学校法人明照学園

代表清算人　黒沢　真照

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年四月三十日、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

神奈川県川崎市幸区南加瀬一丁目九番九号

医療法人社団夢見ヶ崎医院

清算人　定方　恭一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

宮崎市永楽町二二三番地三

医療法人社団篤信会

清算人　西村　篤乃

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

鹿児島県霧島市隼人町東郷一丁目二九六番地

医療法人木蓮会

清算人　島田　剛

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年四月七日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

福岡県朝倉市小田一五三一番地

清算法人甘木市小田土地改良区

清算人　松尾　正憲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

東京都千代田区三崎町二―九―六

財団法人保健文化協会

清算人　山岡　健己

（連絡先　川崎市川崎区池上町五―七）

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月二十九日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、平成二十七年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

石川県金沢市金石東三丁目四番八号

医療法人社団梅田内科医院

清算人　梅田　研

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱五一七番地一、最後の住所北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱一八二番地二〇

被相続人　亡　冨江　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

事務所北海道函館市本町三番一二号　カーニープレイス函館六階　和根崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和根崎直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡東北町字上笹橋四番地二号、最後の住所青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇八番地二

被相続人　亡　附田　よね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

青森市新町二丁目七番地一七号　山二ビル一号

相続財産管理人　弁護士　猪原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県多賀城市東田中二丁目四〇番、最後の住所宮城県多賀城市東田中二丁目四〇番二八―一〇二号　被相続人　亡　阿部よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六―二〇五号エール法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　清午

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市三橋町中山七五八番地、最後の住所茨城県古河市古河五二六番地二

被相続人　亡　梅崎　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号

相続財産管理人　佐谷　道浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那珂川町小口一五五六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　瀬谷　代作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十二日

栃木県大田原市中央二―二―五

相続財産管理人　弁護士　高田　直之